

e C／O 民間説明会 F A Q

最終更新日:2025/02/27

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
1	e C／O 発給	日本の輸入側では、紙でも電子原産地証明書（e C／O）でも6月以降もどちらも認めますとご説明頂いたが、インドネシア共和国側の発給機関側も6月以降も継続して紙でも電子原産地証明書（e C／O）でも発給するという認識でよろしいでしょうか。	インドネシア共和国の発給機関との間で、6月以降であっても、事業者様から依頼があれば、紙の発給することは合意しているため、6月以降も希望されれば紙の発給を受けることは可能です。 2024年1月1日よりインドネシア発給機関側は日本向けの輸出について、eC/Oの使用を義務化しました。	2024/3/1
2	e C／O 発給	原産地証明書は全て電子原産地証明書（e C／O）に切り替わるのではなく、選択により紙での発行も継続されるとのことですが、どちらを選択するかは輸出者様に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。	輸出者様が原産地証明書の発給を求める際に紙での発給にするか、電子原産地証明書（e C／O）での発給にするかを選択することができます。輸入者様が特に紙の原産地証明書又は電子原産地証明書（e C／O）のいずれかの利用を希望する場合には、あらかじめ輸出者様にその旨お伝えください。 2024年1月1日よりインドネシア発給機関側は日本向けの輸出について、eC/Oの使用を義務化しました。	2024/3/1
3	e C／O 再発給	電子原産地証明書（e C／O）の内容が誤っていた場合、内容の誤りを確認した通関業者→輸入者へ連絡→輸出者へ連絡→現地発給機関に連絡→再発行の流れでいいのでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、e C／Oのキャンセルと再発行を現地発給機関に依頼した際に、 現地発給機関から日本側のキャンセル情報の確認ができないため再発行不可とされた場合は、 送達状況をNACCSセンターにて調査可能です。NACCSセンターヘルプデスクへお問い合わせください。 ただし、調査にはお時間をいただきますので、貨物引き取りをお急ぎの場合は税関にご相談ください。	2023/2/10 2025/2/27
4	e C／O 再発給	I D A業務後に当該電子原産地証明書（e C／O）がキャンセルされた旨の連絡がうまくいかず、I D C業務を実施してしまった場合はどのようなのでしょうか。	海外発給機関からキャンセルされた旨の情報が送信されてきた場合は、I D C業務時にキャンセルされた旨のエラーとなります。キャンセルされた電子原産地証明書（e C／O）を使用して誤って申告されることはございません。 【説明会時の回答内容を一部変更いたします。申し訳ございません】	2023/2/10
5	e C／O 再発給	I D A（輸入申告事項登録）業務時にステータスが「CANCELED」に変更となっている場合は、I D A送信時エラーとなりI D A送信出来ない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
6	e C／O 再発給	I D A（輸入申告事項登録）業務時にステータスが「UNUSED」であったが、I D A（輸入申告事項登録）業務後のI D C（輸入申告）業務前に「CANCELED」に変更となっている場合は、I D C送信時エラーとなり申告出来ない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
7	e C／O 再発給	電子原産地証明書（e C／O）に誤りがあり、輸出者に相談しましたが、今後どのようになるのでしょうか。	輸出者に相談した結果、情報を訂正して再発給を受けることとなった場合、発給国において元の電子原産地証明書（e C／O）をキャンセルしたうえで新たなC／O番号で再発給されることとなります。 この場合、元の電子原産地証明書（e C／O）のC／O番号は利用できなくなるため、輸出者様に新しいC／O番号を確認してください。 なお、当該電子原産地証明書（e C／O）が既に一部輸入申告で使用されている場合には、当該電子原産地証明書（e C／O）はシステム上ではキャンセルされませんので、税関様にご相談ください。	2023/2/10

e C／O民間説明会 F A Q

最終更新日:2025/02/27

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
8	e C／O再発給	誤った電子原産地証明書（e C／O）がN A C C S上に残っているのですが、何か処理する必要はあるのでしょうか。	特段処理すべきことはございません。 通常は電子原産地証明書（e C／O）の記載事項の誤りにより再発給が行われた場合、発給機関が誤った電子原産地証明書（e C／O）をキャンセルし、N A C C S上から削除されます。キャンセルされなかった電子原産地証明書（e C／O）は有効期間経過後、一定期間を過ぎてから自動的にN A C C S上から削除されます。	2023/2/10
9	e C／O利用方法	今回の電子原産地証明書（e C／O）のデータ交換を利用するには、輸入者はN A C C Sに参加しなければ利用できないのでしょうか。	必ずしも輸入者様がN A C C Sに参加する必要はありません。通関業者様がN A C C Sに参加されていれば、電子原産地証明書（e C／O）を用いた輸入申告は可能です。 輸入者様がN A C C Sで電子原産地証明書（e C／O）の内容を確認するためには、輸入者様もN A C C Sに参加するか、N A C C Sに参加している通関業者様がIOV業務から電子原産地証明書（e C／O）を帳票形式で出力し輸入者様に共有していただくことも可能です。	2023/2/10
10	e C／O連携項目	I O V業務の出力項目表のうち、「輸入者ID」とはどのような内容の情報でしょうか、また何の目的に使用するもののでしょうか。	本項目は現在のところ使用されない予定であるため、空欄となっても問題ございません。	2023/2/10
11	e C／O連携項目	I O V業務の出力項目表のうち、「輸入者ID」とは輸出国の発給機関が入力する情報でしょうか、それともN A C C Sが自動的に払い出す情報でしょうか。	輸出国発給機関がN A C C Sへ送信してくる電子原産地証明書（e C／O）の情報に含まれる内容となります。N A C C Sが払い出すものではありません。 なお、本項目は現在のところ使用されない予定であるため、空欄となっても問題ございません。	2023/2/10
12	e C／O保存期間	電子原産地証明書（e C／O）の情報が使われなかった場合、一定期間後に電子原産地証明書（e C／O）のデータが消えるとのことですが、どのくらいの期間で消えますか。	電子原産地証明書（e C／O）の有効期間（発給の日から1年）中はN A C C Sに保存されます。有効期間経過後、一定期間を過ぎてから電子原産地証明書（e C／O）はN A C C Sから削除されます。	2023/2/10
13	e C／O保存期間	全量蔵入承認（I S）した後は一定期間経過後に原産地証明書のデータはN A C C Sから削除される認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。蔵入承認（I S）にて電子原産地証明書（e C／O）が全量使用された場合には、蔵入承認（I S）から日曜祝日を除いて6日経過いたしますと、電子原産地証明書（e C／O）はN A C C S上から削除されます。	2023/2/10
14	e C／O保存期間	電子原産地証明書（e C／O）が輸入申告において全量使用された場合は、申告種別（I C・B P・I S・I M）にかかわらず、許可・承認の日から日曜祝日を除いて6日経過するとN A C C Sから削除されると理解していますが正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/6/1
15	e C／O保存期間	輸入申告、B P・I S・I M承認申請にて電子原産地証明書（e C／O）が使用されていない場合は、電子原産地証明書（e C／O）は発給の日から1年間はN A C C Sに保存されると理解していますが正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。1年間経過後、一定期間を過ぎてから電子原産地証明書（e C／O）はN A C C Sから削除されます。	2023/6/1
16	e C／Oキー	輸入者は輸出者からメール等で「C／O番号」だけを通知されるのでしょうか。	輸入者様はC／O番号だけではなく、e C／Oキーとなる電子原産地証明書（e C／O）に登録された1欄目のインボイス番号も入手していただけますようお願いいたします。	2023/2/10
17	e C／Oキー	e C／Oキーは日インドネシアE P Aにおいては1品目目のインボイス番号ということですが、輸入者から教えてもらっておいた方がよろしいでしょうか。 メーカーズインボイスが有る場合でもコマーシャルインボイスのインボイス番号でよろしいでしょうか。	e C／Oキーは電子原産地証明書（e C／O）に登録された1欄目のインボイス番号であり、輸出者様が申請の際に使用したものであるため、輸入者様を経由してe C／Oに登録されたインボイス番号を入手していただく必要があります。	2023/2/10
18	e C／Oキー	1品目目のインボイス番号ということですが、電子原産地証明書（e C／O）では、品目ごとにインボイス番号が設定されているのでしょうか。	ご認識のとおり、電子原産地証明書（e C／O）では、品目毎にインボイス番号が登録されています。 e C／Oキーでは、このうち、1品目目に登録されたインボイス番号を使用いたします。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
19	e C／Oキー	e C／Oキーとなるインボイス番号が20桁を超えていた場合、インボイス番号の20桁目までを入力すればよろしいでしょうか。	インボイス番号が20桁を超えていた場合に、20桁目までを入力してもエラーとなります。 インボイス番号が20桁を超えていた場合の入力方法は以下のとおりです。 1. 輸入申告事項登録（I D A）業務等の場合 輸入承認証番号等欄は20桁までしかありませんので、インボイス番号をe C／Oキーとして入力することはできません。I O V業務等で確認したうえで、N－C／O番号を入力する必要があります。 2. I O V業務等（輸入申告事項登録業務以外）の場合 e C／Oキーとして35桁入力可能ですので、電子原産地証明書（e C／O）に登録されたインボイス番号（最大35桁）を全桁入力する必要があります。	2023/2/10
20	e C／Oキー	インボイス番号に英文字で大文字小文字が混在している場合、大文字入力に対応すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
21	e C／Oキー	日インドネシア協定については、e C／Oキーとして、1品目目のインボイス番号ということですが、インドネシア以外ではe C／Oキーは異なるということでしょうか。	その他の国との電子原産地証明書（e C／O）の取扱いについては、まだ決まっておりません。	2023/2/10
22	e C／Oキー	通関業者が電子原産地証明書（e C／O）の内容の照会を行う際に、輸入者からe C／Oキーとなる1品目目のインボイス番号を入手しなくても、輸入貨物に係るインボイスを入手している場合には、そのインボイス番号を使用することで当該電子原産地証明書（e C／O）の内容照会を行うことができると考えていますが、この方法により照会を行うことで何か支障はありますでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）では、品目毎にインボイス番号が登録されます。そのため、ひとつの電子原産地証明書（e C／O）に複数のインボイス番号が登録される可能性があります。輸入貨物に係るインボイスを入手している場合であっても、当該インボイス番号がe C／Oキーであるとは限りません。 また、e C／Oキーは完全一致が必要なため、輸出者様が1品目目のインボイス番号を輸入貨物に係る入手済みのインボイス番号とは異なる内容（ハイフンを除く等）で登録していた場合、入手済みのインボイス番号をN A C C Sに入力しても当該電子原産地証明書（e C／O）を使用することはできません。	2023/4/11
23	e C／Oキー	輸入申告に使用するインボイスの番号とは異なるインボイス番号が原産地証明書のインボイス番号欄に記載されると、申告に係る貨物と原産地証明書に記載される貨物との同一性に疑義が生じるため、全く異なるインボイス番号が原産地証明書に記載されることは想定しにくいですが、電子原産地証明書（e C／O）に登録されているインボイス番号が輸入申告に係るインボイス番号と異なるものとなる場合は想定されるのでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）に登録されるインボイス番号は輸出国にて輸出者様が申請した内容で登録されますので、輸出者様の申請誤りの場合が考えられます。また、日本での輸入申告の際に輸出者ではない第三国に所在する者が発行したインボイスを使用する場合は原則として当該第三者が発行するインボイス番号を電子原産地証明書（e C／O）に登録することになっていますが、電子原産地証明書（e C／O）の発給の時点で当該第三者のインボイス番号が分からない場合には、輸出者が発行したインボイス番号を登録することも認められており、そのような場合には電子原産地証明書（e C／O）に登録されたインボイス番号と輸入申告の際に使用するインボイス番号が異なる場合があります。N A C C Sで電子原産地証明書（e C／O）を使用するためには電子原産地証明書（e C／O）に登録されたインボイス番号が必要となりますので、輸出者にご確認ください。また補足として輸入申告に係るインボイスの番号が「12-345-678-900」であっても、電子原産地証明書（e C／O）のインボイス番号が「12345678900」で登録されていれば、N A C C Sでは完全一致が必要なため、e C／Oキーとして「12-345-678-900」と入力しても当該電子原産地証明書（e C／O）を使用することはできません。	2023/4/11
24	N－C／O番号	N A C C Sに不参加の輸入者の場合、N－C／O番号の入手方法はどのようなのでしょうか。	N A C C Sに不参加の輸入者様がN－C／O番号を入手するためには、N A C C Sに参加された通関業者様にN－C／O番号の入手を依頼する必要があります。	2023/2/10
25	N－C／O番号	通関業者等がN A C C Sで照会業務を行うとN－C／O番号が払い出されるのでしょうか。	N－C／O番号はN A C C Sが電子原産地証明書（e C／O）を受信した段階で自動的に払い出されます。照会業務にてご確認ください。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
26	N－C／O番号	N－C／O番号は何故16桁もあるのでしょうか。	N－C／O番号は、N A C C S上で常にユニークな番号として払い出すことから、重複しない様にある程度の桁数が必要です。また、N－C／O番号のみで電子原産地証明書（e C／O）を照会することが可能であることから、誤った入力で照会できないように、類推できない番号体系とする必要があり、16桁の番号体系としています。	2023/2/10
27	N－C／O番号	N－C／O番号を入力する際に錯誤により誤った文字・数字を入力した場合に、当該誤ったN－C／O番号が実在するときは、他の輸入者の貨物に係る電子原産地証明書（e C／O）が引き当てられてしまうおそれがあると理解していますが、正しいでしょうか。	N－C／O番号は16桁の英数字が払い出されるため可能性は低いですが、当該誤ったN－C／O番号がO U A業務で制限されていない場合は、ご認識のとおり引き当てられてしまうおそれはございません。	2023/6/26
28	業務仕様	電子原産地証明書（e C／O）の情報は、電子原産地証明書（e C／O）がN A C C Sに到着した時点で、輸入許可情報と同様に、e b M S処理方式により輸入者に自動配信されるのでしょうか。	e C／O情報を輸入者様に自動配信するような機能はございません。	2023/2/10
29	業務仕様	弊社ではN A C C Sサーバーと弊社システムを連携させて、輸出入通関情報を確認するシステムを独自に構築しております。当該システムにて、電子原産地証明書（e C／O）の情報を確認等出来るように改編することは可能になりますでしょうか。	e b M S処理方式では電子原産地証明書（e C／O）を確認することはできません。S M T P双方向処理方式又はメール処理方式であればI O V業務等を実施することで、電子原産地証明書（e C／O）の内容を照会することが可能です。	2023/2/10
30	業務運用	電子原産地証明書（e C／O）は誰でも使用することが可能でしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）は「C／O番号」と「e C／Oキー」となる項目を入力すれば誰でも利用することができますが、「原産地証明書利用者登録（O U A）」業務を使用して利用可能な利用者コードを制限することもできます。	2023/2/10
31	業務運用	システム障害等により原産地証明書がN A C C Sに届かなかった場合には、当該輸入申告はどのようになるのでしょうか。	システム障害等に対してはN A C C Sセンターヘルプデスクまでお問合せください。輸入申告の取扱いについての必要なご相談は、税関様へお願いいたします。	2023/2/10
32	業務運用	電子原産地証明書（e C／O）を利用してマニュアルで輸入申告を行うことはできるのでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）はマニュアルで税関様に提出することはできません。	2023/2/10
33	業務運用	内取りが必要な場合にもかかわらず、誤って内取り登録を行わずに申告してしまった場合はどうすればよいのでしょうか。	内取り登録を行うことなくI D C業務を実施した場合、N A C C Sが自動的に全量内取りされた旨を登録いたしますので、説明資料P 28のとおり、内取り内容の訂正を行う必要があります。	2023/2/10
34	業務運用	原産地提出猶予の際にはどのような流れになるのでしょうか。 例えば訂正箇所がある場合、最初のC／O番号とN－C／O番号に枝番等で紐づく形で引き継がれるのか、別の番号になるならば、訂正完了の際に申告内容も番号を訂正するのでしょうか。	輸入許可前引取（BP）承認により電子原産地証明書（e C／O）の提出猶予を受ける場合、提出猶予の申請方法は通常の前産地証明書の場合と同じです。提出猶予を受けた電子原産地証明書（e C／O）については、IBPの際に輸入承認証等欄に提出する電子原産地証明書（e C／O）に係る情報（C／O番号等）を入力して申告を行うことによって提出することができます。	2023/6/26
35	業務運用	電子原産地証明書（e C／O）を使用して申告した場合、「区分1」許可後の原産地証明書の税関提出は無しとなるのでしょうか。（区分1Y→区分1に表示変更でしょうか）	輸入承認証等欄にe-COの番号を入力し輸入申告された場合は、原産地証明書の原本が提出されたこととなりますので、輸入許可後に原産地証明書の原本提出は必要ありません。なお、e-COを提出した場合にも1Y表示が出るのは、従来の紙の原産地証明書の場合からシステムの設定の変更を行わないこととしているために生じているものとなります（区分1Y→区分1に表示の変更は行われません）ので、1Y表示が出た場合であってもe-CO以外に関係書類の提出を要さない場合は、関係書類一式の提出は不要となります。	2024/3/27
36	業務運用	原産地証明書（C／O）に不備があった場合、管轄の原産地部門に原産地証明書の内容を確認してもらっていますが、電子原産地証明書（e C／O）も管轄の原産地部門に確認してもらうことは可能でしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）も管轄の原産地部門に相談していただくことは可能です。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
37	業務運用	誤った電子原産地証明書（e C／O）を使用して輸入許可になってしまった場合、輸入許可後であっても、税関に連絡して適用を取り消して、当該電子原産地証明書（e C／O）を未使用の状態に戻すことは可能でしょうか。 また、この場合は本来適用されるべき電子原産地証明書（e C／O）の情報を許可済みの輸入申告に引き当てすることはできないので、修正申告になると考えていますが、正しいでしょうか。	輸入許可後であっても、輸入許可から日祝日を除いて6日間以内であれば、税関様に連絡後、O A C業務で当該電子原産地証明書（e C／O）の適用を取り消すことは可能です。 許可済みの輸入申告においてご質問の申告が発生しましたら申告官署の税関様にご相談ください。	2023/6/26
38	業務運用	輸出国で発給済の電子原産地証明書（e C／O）が、障害等の理由でNACCSで受信できない場合で、貨物の引取りを急ぐ場合はどうすればよろしいでしょうか。	原産地証明書の提出の猶予が認められる場合があります。詳しくは税関にお問合せください。	2023/10/6
39	業務運用	e C／Oの品目数が99を超える場合、一の輸入申告として申告を行ってよいか。	e C／Oの品目数が99を超える場合は、一の輸入申告として申告できませんので、分割して輸入申告を行ってください。 その際、OAC業務によりe C／Oの内取を行い、各輸入申告で使用するe C／Oの品目数がそれぞれ99欄以下になるようにして下さい。 輸入申告の取扱いについての必要なご相談は、税関様へお願いいたします。	2024/3/1
40	O U A 業務	O U A 業務は誰が登録可能なのでしょうか。	O U A 業務は、C／O番号及びe C／Oキーの組み合わせ、又はN－C／O番号をご存じの輸入者様又は通関業者様であれば誰でも登録可能です。	2023/2/10
41	O U A 業務	O U A 業務は輸入者から依頼を受けた通関業者は登録可能なのでしょうか。	輸入者様からC／O番号及びe C／Oキーの組み合わせ、又はN－C／O番号の連絡を受けた通関業者様であれば、登録することは可能です。	2023/2/10
42	O U A 業務	O U A 業務は利用開始時に一括登録するのでしょうか、又は輸入案件毎に登録するのでしょうか。	O U A 業務をご利用になる場合は、電子原産地証明書（e C／O）毎に登録する必要があります。	2023/2/10
43	O U A 業務	O U A 業務はN A C C Sを利用して登録するのでしょうか、N A C C Sに不参加の輸入者等は登録できないのでしょうか。	O U A 業務はN A C C Sを使用して登録いたします。従いまして、N A C C Sに不参加の輸入者様等は登録できません。	2023/2/10
44	O U A 業務	輸入者は1社しか登録できないのでしょうか。	ご認識のとおり、輸入者様は1社しか登録できません。	2023/2/10
45	O U A 業務	通関業者は10社まで登録できるということでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
46	O U A 業務	通関業者を11社以上登録する場合にはどうすればよいでしょうか。	10社を超える登録をおこなうことはできません。既に10社登録されている場合には、今後利用しない社を削除する必要があります。	2023/2/10
47	O U A 業務	O U A 業務を登録すると、登録されていない利用者がe C／Oを使用しようとするとどのようなのでしょうか。	照会業務や輸入申告業務を実施しようとした場合、電子原産地証明書（e C／O）を利用可能な者として登録されていない旨のエラーが出力されます。	2023/2/10
48	O U A 業務	O U A 業務で利用者コードを登録することで、登録された利用者以外は照会することができないとありますが、登録をけななかった場合には、通関業であればだれでも確認できるということで良いのでしょうか。	ご認識のとおり、C／O番号及びe C／Oキーの組み合わせ、又はN－C／O番号をご存じの通関業者様であれば、誰でも照会可能です。	2023/2/10
49	O U A 業務	O U A 業務による利用者制限をかけずに電子原産地証明書（e C／O）を利用することは可能でしょうか。	O U A 業務の実施は任意のため、省略することも可能です。	2023/2/10
50	O U A 業務	O U A 業務は必ず実施する必要があるのでしょうか。	O U A 業務は電子原産地証明書（e C／O）を誤って想定外の輸出入者又は通関業者が照会や申告ができないように制限する必要がある場合のみご利用ください。 当該制限を行いますと、登録された輸出入者又は通関業者のみ照会等が可能となります。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
51	O U A 業務	O U A 業務の登録が無い場合は、N－C／O 番号等を入手すればだれでも閲覧可能の認識でよいでしょうか。	ご認識のとおり、利用者制限の登録が無い場合には、C／O 番号及び e C／O キーの組み合わせ、又は N－C／O 番号を入手いただければ、通関業者様又は輸出入者様であれば、誰でも照会可能です。	2023/2/10
52	O U A 業務	原産地証明書利用者登録は、「利用者を制限したい場合」に実施する様ですが、利用者を制限したい場合とはどういうことでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）の照会や、輸入申告については、C／O 番号と e C／O キー、又は N－C／O 番号の何れかをご存じであれば可能となっています。 ただし、本業務で電子原産地証明書（e C／O）の利用者を登録いたしますと、これらの内容をご存じであっても、利用者として登録されていない者については照会などが実施できなくなりますので、電子原産地証明書（e C／O）を使用してあらかじめ輸入申告等を使用する利用者を決めておくことが可能となります。	2023/2/10
53	O U A 業務	O U A 業務を使用して利用者を制限したい場合というのは、どのような場合を想定されているのでしょうか。	O U A 業務を利用して利用者を制限したい場合とは、C／O 番号及び e C／O キーの組み合わせ、又は N－C／O 番号を知っている利用者が複数いるという前提において、これらの利用者間で誤使用を防ぎたい場合、例えば、輸入者様において、既に当該電子原産地証明書を使用する通関を依頼する通関業者様が決まっており、誤って他の通関業者様において使用することがないよう制限したい場合や、通関業者様であって、東京支店と横浜支店がある場合に、東京支店のみで使用する事が確定しており、誤ってその他の支店における利用者コードで使用できなくなる場合に制限する場合等が考えられます。	2023/2/10
54	O U A 業務	O U A 業務で入力した事項は、輸入申告中 輸入許可後でも変更できるのでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）が N A C C S に登録されていれば、何時でも変更可能です。	2023/2/10
55	O U A 業務	O U A 業務で輸入者及び利用できる通関業者を指定した場合、変更できるのは、事項登録を行った輸入者若しくは通関業者でしょうか。	通関業者様の場合は、C／O 番号と e C／O キーの組み合わせ、又は N－C／O 番号をご存じであれば、誰でも変更することが可能です。 輸出入者様の場合は、複数の輸出入者様の登録を想定していないため、既に輸出入者様の利用者制限が登録されている場合には、変更できるのは設定されている輸出入者様だけとなります。	2023/2/10
56	O U A 業務	既に、O U A 業務がされていた場合に、自分を登録してもらうためには、既に登録されている利用者に登録してもらう必要があるのでしょうか。	通関業者様の場合は、既に O U A 業務が実施されていたとしても、O U A 業務の登録までは制限されません。 C／O 番号と e C／O キーの組み合わせ、又は N－C／O 番号がわかっている通関業者様であれば、自分で自分を登録することが可能です。 なお、輸入者様については、複数の輸入者様の登録を想定していないため、既に 1 社登録されている場合には、他の輸入者様は O U A 業務を実施することはできません。	2023/2/10
57	O U A 業務	(輸入者)と(通関業者 A 社)が、O U A 業務で利用者登録を行い、原産地証明書の情報(通関業者 A 社)により利用者制限(L O C K : ロック)された場合について(輸入者)より(通関業者 A 社)ではなく、(通関業者 B 社)に通関依頼の変更が行われた場合、(通関業者 B 社)で、O U A 業務で利用者登録の追加を行うことは出来ますでしょうか。それとも、利用者制限(L O C K : ロック)を当初登録した(通関業者 A 社)により、O U A 業務で利用者登録の追加を行うことになりますでしょうか。	O U A 業務の登録については、利用者制限が実施されているか否かに関わらず、輸入者様から C／O 番号及び e C／O キーの組み合わせ等の連絡を受けた通関業者様であれば、登録することは可能です。 従いまして、通関業者の A 社様に制限された状態であっても、通関業者 B 社様をご自身で O U A 業務を実施してご自身の利用者コードを追加して登録することが可能です。	2023/2/10
58	O A C 業務	「原産地内取内容仮登録（O A C）」業務は誰が実施する必要があるのでしょうか。	O A C 業務は輸入申告事項登録後に実施する必要があることから、通常輸入申告事項登録を行う者（通関業者様）が実施することを想定しております。ただし、当該電子原産地証明書（e C／O）を利用可能な者であれば、輸入申告事項登録者以外であっても実施することは可能です。	2023/2/10
59	O A C 業務	O A C 業務で内取り登録をした後に、当該登録を取り消す手順はあるのでしょうか。	O A C 業務実施後であっても、（輸入許可後の場合は税関様に連絡した上で）再度 O A B／O A C 業務を実施することで、内取内容を取り消すことが可能です。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
60	O A C 業務	説明資料 P 2 8 及び P 3 0 では、予備審査、BP 審査終了を除くとありますが、例えば予備申告を行い、審査終了になっていた場合には、許可後の訂正の方法で、訂正を行うという事でしょうか。又は誤りが分かっている場合でも訂正できないのでしょうか。また、B P 承認申請の場合、B P 承認後はどのように訂正を行えばよいのでしょうか。	今回の資料につきましては、I D C とは「本申告」を実施することを記載しております。予備申告審査終了後であっても、本申告前であれば、本資料でいう「I D C」業務実施前となりますので、説明資料 P 2 8 及び P 3 0 の方法により訂正することが可能です。 また、BP 承認申請については、原産地証明書の提出の遅延を理由とする場合を除き、B P 承認後であっても、説明資料 P 2 8 及び P 3 0 の方法により訂正することが可能です。	2023/4/11
61	O A C 業務	全量内取とは何でしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）に記載された特定の品目（欄）について、その全量を１度に輸入申告することをいいます。 従いまして、一部数量が内取りされている場合は、全量内取することはできません。	2023/2/10
62	O A C 業務	重量内取りとは何でしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）に記載された特定の品目（欄）について、「重量」を使用して内取りの登録をすることをいいます。 電子原産地証明書（e C／O）に「重量」の記載がある品目（欄）の場合のみ選択できます。	2023/2/10
63	O A C 業務	数量内取りとは何でしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）に記載された特定の品目（欄）について、「数量」を使用して内取りの登録をすることをいいます。 電子原産地証明書（e C／O）に「数量」の記載がある品目（欄）の場合のみ選択できます。	2023/2/10
64	O A C 業務	内取りの際に数量内取りと重量内取りがありますが、どちらを使用する必要があるのでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）に数量と重量のどちらも記載されている場合には、何れを選択しても問題ありませんが、管理が可能な方を選択してください なお、1 申告で全量内取りする場合には、「全量内取り」を選択すれば問題ありません。	2023/2/10
65	O A C 業務	O A C 業務の「全量内取」とはどういったケースでしょうか。内取りとはあくまで一部を使用するというイメージなので、どのようなケースで「全量内取」を選択するのかイメージ出来ずにおります。	O A C 業務による内取量は、電子原産地証明書（e C／O）の欄（品目）毎に入力する必要がありますので、当該欄（品目）を１度で全て内取りする（通関する）場合に「全量内取」を選択いたします。 例として２欄（品目）の情報をもつ電子原産地証明書（e C／O）の場合において、１欄目（２００ＫＧ）を全量通関し、２欄目（１００ＫＧ）を一部（５０ＫＧ）通関する場合には、次のような入力となります。 １欄目：２００ＫＧ 内取方法：全量内取 （内取量の入力は省略） ２欄目：１００ＫＧ 内取方法：重量内取 （内取量：５０） 等	2023/2/10
66	O A C 業務	O A C 業務画面に【内取方法】とあり【１：全量内取】とありますが、これは全量を使用して輸入申告を行う場合との違いはどこにありますでしょうか。	O A C 業務の【１：全量内取】とは、原産地証明書の特定の欄（品目）を全量内取りすることを選択するものです。 従って輸入申告で電子原産地証明書（e C／O）に記載された全欄（全品目）を内取りする場合とは、内取りを行う範囲が異なります。	2023/2/10
67	O A C 業務	O A C 業務の内取の方法が【１：全量内取】以外には【２：重量内取】と【３：数量内取】になっていますが、H S の異なる複数のアイテムが１枚の C／O に記載されることがあります。 そのような内取りの場合は内取るアイテムの指定は不要、という解釈でよろしいでしょうか。	I O V 業務照会結果画面（説明資料 P 2 3）の右側に欄部のイメージを示させていただいておりますが、電子原産地証明書（e C／O）には欄部として品目毎（H S 番号毎）に数量又は重量が入力されています。 O A C 業務では、その品目毎（H S 番号毎）に内取量を登録する必要があります。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
68	O A C業務	原産地内取内容仮登録において、パルク貨物等輸入地の検量にて貨物数量が確定する貨物の場合、実務上内取通関の最終で若干数量が増減する事があるのですが、このような場合原産地証明書記載の数量を上回る数量を入力する事はシステム上可能でしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）に登録された貨物の数量が実際に輸入される貨物の数量と相違する場合であっても、通常、原産地証明書の場合と同様、取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合や輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合には有効な原産地証明書として取り扱われます。しかし、O A C業務では電子原産地証明書（e C／O）に登録された数量を超えて内取数量を入力することはできません。そのため、このような場合には、電子原産地証明書（e C／O）に登録された貨物の数量の範囲内において各々の内取における数量を調整の上、各内取の仮登録を行ってください。	2023/6/26
69	O A C業務	「原産地内取呼出し（O A B）」業務及び「原産地内取仮登録（O A C）」業務について、重量内取を行う場合、液体貨物は原産地証明書に記載された重量を若干オーバーすることがあります。 記載された重量をオーバーしても内取入力することができるでしょうか。 例) 1 0 0 M T ⇒ 5 0 M Tと5 1 M T(1 M Tオーバー) * 5 1 M Tは入力時にエラーとなるか否か	電子原産地証明書（e C／O）に登録された貨物の数量が実際に輸入される貨物の数量と相違する場合であっても、通常、原産地証明書の場合と同様、取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合や輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合には有効な原産地証明書として取り扱われます。しかし、O A C業務では電子原産地証明書（e C／O）に登録された数量を超えて入力することはできません。そのため、このような場合には、電子原産地証明書（e C／O）に登録された貨物の数量の範囲内において各々の内取における数量を調整の上、各内取の仮登録を行ってください。今回の例ですと、1回目の内取りにより、「残存量」が5 0 M Tとなりますので、その状態で2回目の5 1 M Tの内取りを入力しようとした場合にエラーとなります。そのため、2回目の内取の場合には5 0 M Tを入力してください。	2023/6/26
70	O A C業務	原産地証明書の数量差異について、輸入数量の変更などで使用せず、残数なしとして全量扱いにする場合がありますが、その場合の処理についてどうすればよろしいでしょうか。 (例：1 0 0 P C S輸入予定が9 5 P C Sで残り5 P C Sが来なくなった)	電子原産地証明書（e C／O）の数量差異については、従来の原産地証明書の取扱いと同様とすることを想定しております。	2023/2/10
71	O A C業務	説明資料P 2 8（申告後に内取り）及びP 3 0（申告後に内取り内容の変更）に関しまして、どちらもP 2 9の訂正（処理区分：A）での処理となるという理解で合っていますでしょうか。 説明資料P 3 0の事例は文字通り訂正だと思いますが、P 2 8は当初申告時は内取り登録していない為訂正（処理区分：A）での処理で相違ないか確認させて頂ければと思います。 (現状、当初内取りなしから内取りありへの訂正なので処理区分：Aになるのではないかと理解しています)	一部認識に齟齬がある可能性がありますので、改めてご説明させていただきます。 O A C業務における処理区分には、次の4種類が存在いたします。 A：内取内容仮登録訂正 C：内取内容仮登録取消 T：内取内容税関確認後訂正 X：内取内容税関確認後取消 このうち、P 2 8及びP 3 0は数量確定前（輸入許可前）であるため、入力可能な処理区分は訂正「A」又は取消「C」のいずれかとなり、内取量を変更する場合には「A」、内取を取り消す場合には「C」を入力いたします。 P 2 8の事例では、業務フローとしては申告前のO A C業務が省略されていますが、I D C業務を契機にN A C C Sは全量内取した旨の登録を行っております。P 2 9の入力例は、 全量内取から内取量を「5 0」に変更する例を示していることから、処理区分に「A」を入力しています。 全量内取そのものを取り消す場合（≒内取量を「0」に変更することと等価）には処理区分に「C」を入力する必要があります。 (注：内取量に「0」を入力することはできません)	2023/2/10
72	O A C業務	内取りが不要である場合には、内取り登録が省略できるようですが、2回に分けて輸入申告する必要がある電子原産地証明書（e C／O）について、1回目以内取り登録を行って通関を行えば、2回目の残りを全量通関する際には、内取り登録を省略できるのでしょうか。	内取り登録の省略は、一度も内取りされていない電子原産地証明書（e C／O）に限られます。一部内取りされた電子原産地証明書（e C／O）については、残りの全量を通関する場合であっても、必ず内取り登録が必要です。 内取り登録を省略して直接I D C業務を実施すると、エラーになります。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
73	O A C業務	申告等番号の入力欄がありますが、欄毎に入力する必要があるのでしょうか。	申告等番号は共通部にあるため、1度だけ入力すれば問題ありません。	2023/2/10
74	O A C業務	申告等番号の入力欄が共通部にあるということは、複数の輸入申告に対する入力ではないということでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
75	O A C業務	電子原産地証明書（e C／O）に記載された数量が「1」でしたが、小数での内取りを行う必要があります。 どのように登録すればよいでしょうか。	内取の登録において小数点以下第3位までの入力が可能です。	2023/2/10
76	O A C業務	電子原産地証明書（e C／O）は輸入許可後に日祝日を除いて6日間でデータが消えるとのことですが、電子原産地証明書（e C／O）の内取内容を輸入許可から6日後以降に訂正する場合はマニュアルで対応する必要がありますか。	内取の訂正が可能な期間以降に内取の訂正が必要となった場合には税関様にご相談ください。	2023/6/26
77	O A C業務	内取りを行おうとする電子原産地証明書（e C／O）にアイテム（欄）が3欄あり、先行の輸入申告では第1欄の品目を全量内取りして、第2欄と第3欄の品目は通関せずに「残」とする場合は、O A C業務を行う際に、当該電子原産地証明書につき第1欄の品目の「内取方法」を「全量内取」とし、第2欄と第3欄の品目については「内取方法」欄に何も入力しないこととすれば第1欄の品目のみが内取りされる（第2欄と第3欄の品目は「残」となる。）と理解していますが、正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/4/11
78	O A C業務	実務上では、発給される日インドネシアE P Aにおいて、複数の品目について第1欄のみが設定され、第1欄に複数の品目が記載されているものがあります。 このような原産地証明書については、電子原産地証明書（e C／O）に移行するにあたり品目ごとに欄が割り当てられるようになるのでしょうか。 電子原産地証明書（e C／O）に移行した後も複数品目が一の欄に記載されている場合に、当該電子原産地証明書（e C／O）につき内取り通関を行おうとするときは、当該欄に合計として記載されている重量または数量について内取りの仮登録を行うことになるのでしょうか。（この場合には、一の欄に記載されている複数の品目のうちの品目を内取りしたかは、その電子原産地証明書（e C／O）上ではわかりません。）	電子原産地証明書（e C／O）では通常、原産性の判断を行った品目ごとに欄が割り当てられます。もし複数品目が一つの欄に記載されているようなことが発生した場合、その内容によっては、「不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い」により取り扱うことが考えられますので、その際にはご確認願います。 なお、「不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い」については以下のページからご確認ください。 https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm	2023/4/11
79	O A C業務	実務上では、紙（P D F）の原産地証明書に、E P A特惠税率を適用する貨物以外にE P A特惠税率を適用しない関税無税品や特惠税率非譲許貨物が含まれている場合は、当該原産地証明書を輸入申告書の特恵税率適用欄に対するE P A原産地証明書としてそのまま税関に提出しています。 電子原産地証明書（e C／O）において、複数ある品目（H S番号）のうちに関税無税品などE P A特惠税率不適用の品目がある場合には、輸入申告の際にEPA特惠税率を適用する品目を内取りする（E P A特惠税率不適用品目は「残」にする）ことは必要ないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、E P A特惠税率不適用品目を残すためだけに、E P A特惠税率を適用する品目を内取りする必要はございません。	2023/4/11
80	I O V業務	誰でも「原産地証明書情報照会（I O V）」業務を実施することが可能でしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）は「C／O番号」と「e C／Oキー」となる項目を輸出者から連絡を受けた輸入者様等のみがI O V業務で照会することができます。当該番号を知っておられる方は誰でも照会することができますが、「原産地証明書利用者登録（O U A）」業務を使用して利用可能な者を制限することもできます。	2023/2/10
81	I O V業務	説明に「最初は必ず「C／O番号」及び「e C／Oキー」で照会する必要があります」と記載されていますが、直接N－C／O番号で照会することはできないのでしょうか。	N－C／O番号は、N A C C Sが独自に払い出した番号であり、特段外国の輸出者様に通知されるものではないです。 従って、N－C／O番号は必ず照会業務にて確認する必要があります。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
82	I O V業務	本業務フローでは、輸入申告の前に「原産地証明書情報内容照会（IOV）」業務を実施することとなっておりますが、輸入申告の前に照会しなければならないのでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）を使用した輸入申告を行う際には、電子原産地証明書（e C／O）の内容に問題ないことを照会業務にて確認したうえで実施する必要があります。	2023/2/10
83	I O V業務	I O V業務は、n e t N A C C Sでできるのでしょうか。	I O V業務はn e t N A C C Sでも使用可能です。	2023/2/10
84	I O V業務	電子原産地証明書（e C／O）をN A C C Sで照会したいがどのようにすればよいでしょうか。	N A C C Sで電子原産地証明書（e C／O）を照会するためには、まず、電子原産地証明書（e C／O）に係る「C／O番号」及び「e C／Oキー」となる項目を輸出者様から入手する必要があります。 いずれの情報もそろいましたら、N A C C Sの「原産地証明書情報内容照会（I O V）」業務に上記「C／O番号」及び「e C／Oキー」を入力することで電子原産地証明書（e C／O）の情報を確認することが可能です。	2023/2/10
85	I O V業務	電子原産地証明書（e C／O）をN A C C Sで照会できない場合はどのようにすればよいでしょうか。	照会業務等にて実施した結果、対象となる電子原産地証明書（e C／O）が存在しない場合には、まずは輸出者様に電子原産地証明書（e C／O）が発給されていることをご確認ください。 確実に発給されているにもかかわらず、N A C C Sで照会できない場合には、N A C C S等のシステム障害等が疑われますので、N A C C Sセンターヘルプデスクまでお問合せください。その際には以下の情報をお伝えください。なお、聞き間違いを避けるため、できるだけW e b フォームを用いてお問合せください。 1. 電子原産地証明書（e C／O）が照会できないこと。 2. 電子原産地証明書（e C／O）発給国（インドネシア） 3. 電子原産地証明書（e C／O）のC／O番号 4. 電子原産地証明書（e C／O）の「e C／Oキー」となる項目 5. その他参考となること	2023/2/10
86	I O V業務	I O V業務で出力される帳票は、原産地証明書に記載されている全ての情報が出力されるのでしょうか、又はe C／Oキー等だけが出力される帳票なのでしょうか。	I O V業務で出力される帳票は、N A C C Sでe C／O情報として登録した全ての情報が出力されます。	2023/2/10
87	I O V業務	帳票形式で出力することもできるとありますが、どういうことでしょうか。	I O V業務は照会業務ですので、電子原産地証明書（e C／O）の照会結果を画面に出力いたしますが、「照会区分」に帳票を出力する旨を入力することで、画面形式で出力するのではなく、帳票形式で出力することも可能です。この場合は、画面に照会結果は出力されず、帳票形式で配信されます。	2023/2/10
88	I O V業務	帳票形式で配信されるということですが、P D F等に保存することも可能なのでしょうか。	N A C C Sパッケージソフトでは、P D F形式で保存する機能もありますので、あらかじめP D Fで保存する旨の設定を行うか、受信電文を選択したうえで「P D F保存」を選択することで、電子原産地証明書（e C／O）に係る帳票をP D Fで保存することは可能です。	2023/2/10
89	I O V業務	電子原産地証明書（e C／O）の情報はI O Vで確認できるということですが、当該情報をデータで出力することは可能なのでしょうか。	I O V業務で帳票形式で受信することが可能ですので、パッケージソフトの機能でP D F形式として保存することは可能です。	2023/2/10
90	I O V業務	インドネシア税関又は発給機関が発行した輸入e C／Oですが、発給後、どれくらいのタイミングでN A C C Sで内容を確認する事ができるのでしょうか。	外国の発給機関から電子原産地証明書（e C／O）の情報が日本のeC/O-GWに送信されますと、N A C C Sはリアルタイム（数分のタイムラグが発生する場合もあります）に登録いたしますので、基本的には発給後速やかにN A C C Sで内容を確認することができます。	2023/4/28
91	I O V業務	I O V業務では、データとして記載税番や特恵基準（インドネシアであれば完全生産品はA、原産材料からなる産品はB、品目別規則を満たす産品はCなど）が出力される形になりますでしょうか。	ご理解のとおりです。I O V業務から確認できる電子原産地証明書（e C／O）の情報の記載例については追って税関H P /原産地規則ポータルにて掲載いたします。	2023/2/10

e C／O民間説明会 F A Q

最終更新日:2025/02/27

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
92	I O V業務	I O V業務では、日インド協定のようにQ Rコードを読み取ると原産地証明書のイメージが出力されるようなイメージではなく、そもそも原産地証明書という書面が存在しないのでイメージのようなものはなく、あくまでI O V業務で情報が文字データとして出力されるのみという理解でおりますが合っていますでしょうか。説明会資料P 2 3のような形式で文字データとして出力されるのみで、原産地証明書というイメージは存在しないという理解をしています。	ご認識のとおりです。 I O V業務の画面イメージ及び帳票イメージは業務仕様書をご確認ください。 https://bbs.naccscenter.com/system/shiyou/n6betten/6N-22-016.html	2023/2/10
93	I O V業務	電子原産地証明書（e C／O）の「CANCELED」等のステータスの確認は、I O V業務で確認可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、I O V業務でステータスの確認が可能です。	2023/2/10
94	I O V業務	照会画面に「協定」とありますが、こちらには何が出力されるのでしょうか。	「協定」欄には、電子原産地証明書（e C／O）の協定名称が出力されます。 例えばインドネシアの電子原産地証明書（e C／O）には、「JP-IDEPA」と出力されます。	2023/2/10
95	I O V業務	照会画面に「ステータス」とありますが、こちらには、何が出力されるのでしょうか。	「ステータス」欄には、当該電子原産地証明書（e C／O）の状態が出力されます。 当該項目を確認することで、未使用なのか、一部使用済みなのか、全量使用済みなのかを把握だけでなく、取り消された情報か否かも確認することが可能です。	2023/2/10
96	I O V業務	照会画面に「総欄数」とありますが、こちらには何が出力されるのでしょうか。	「総欄数」欄には、当該電子原産地証明書（e C／O）が品目情報を何欄含んでいるかを出力いたします。	2023/2/10
97	I O V業務	e C／O情報には1画面で何欄まで出力されるのでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）では、1画面で最大2 0欄まで出力されます。電子原産地証明書（e C／O）がそれ以上の欄数を含む場合は、再度継続照会していただくことにより、後続の欄部を照会していただくことが可能です。	2023/2/10
98	I O V業務	資料では、全量内取り後一定期間照会可能とありますが、具体的にどの程度照会可能なのでしょうか。	全量内取り後、輸入申告の保存期間と同様に、日曜祝日を除いて6日間照会が可能です。	2023/2/10
99	I O V業務	I O V業務において、帳票形式で出力することとした場合、照会した電子原産地証明書（e C／O）の照会情報をそのままの様式（イメージ）で印刷し、またはPDFファイルとして保存することができるのでしょうか。（輸入申告に際し税関に提出した書類（原産地証明書）は輸入者において保存義務はないものの、電子原産地証明書（e C／O）に移行した後は輸入者が電子原産地証明書（e C／O）のデータを直接入手することができなくなるため、通関業者に対し原産地証明書情報照会の提供を依頼することが想定されることから質問を行うものです。）	ご認識のとおりです。 I O V業務の出力イメージは以下の業務仕様書をご参照ください。 ●原産地証明書情報照会情報（画面） https://bbs.naccscenter.com/_files/00154789/IOV_07_L_Air_Sea.pdf ●原産地証明書情報照会情報（帳票） https://bbs.naccscenter.com/_files/00154765/CAD053_L_Air_Sea.pdf ●別紙_原産地証明書情報照会情報（仕入書／内取情報）（帳票） https://bbs.naccscenter.com/_files/00154772/CAD054_L_Air_Sea.pdf	2023/4/11
100	I O V業務	I O V業務による電子原産地証明書（e C／O）の照会情報を帳票形式で出力することとした場合は、I O V業務を行った応答画面には何も出力（表示）されないのでしょうか。	ご認識のとおり、帳票形式で出力することとした場合はI O V業務の応答画面には何も出力（表示）されません。（業務画面左側の業務メッセージ項目に「C O M P L E T I O N」と表示されるのみです。）	2023/4/11
101	I O V業務	I O V業務による電子原産地証明書（e C／O）の照会情報を帳票形式で出力することとした場合は、当該帳票が保存されるフォルダはデフォルトで決まっているのでしょうか。 また、保存されるフォルダが決まっている場合には、設定変更で保存されるフォルダを変更することは可能でしょうか。	帳票をP D F形式にて保存するか否かはパッケージソフトのオプション設定にて可能です。保存する際のデフォルトのフォルダはドキュメントフォルダ配下のp d fフォルダになりますが、変更することも可能です。 以下のNACCSパッケージソフト操作説明書の「7.17 PDF 自動保存設定（〔PDF 自動保存〕タブ）」をご確認ください。 ●NACCSパッケージソフト操作説明書 https://bbs-cust.naccscenter.com/_files/00112192/sousa_manual.pdf	2023/4/11

e C／O民間説明会 F A Q

最終更新日:2025/02/27

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
102	I O V業務	弊社は通関業をしていますが、N A C C Sに参加していない輸入者はI O V業務により電子原産地証明書（e C／O）の情報内容照会を行うことができないため、N A C C S不参加の輸入者（顧客）から電子原産地証明書（e C／O）の情報内容照会の出力結果の提供を求められた場合、I O V業務以外の方法により電子原産地証明書（e C／O）の内容照会（及び出力）を行うことはできないでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）の内容照会（及び出力）は、I O V業務を実施していただく必要がございます。	2023/6/1
103	I O V業務	5 3 欄ある電子原産地証明書（e C／O）をI O V業務で帳票出力したところ、1 欄目から2 0 欄目までしか出力されませんでした。e-CO控えでは5 3 欄あることを確認できます。この不一致はデータの不具合によるものでしょうか。	I O V業務では1 度の送信で最大2 0 欄まで出力されます。 電子原産地証明書（e C／O）が2 1 欄以上の場合は、業務メッセージに「照会対象となる継続情報が存在する」旨のワーニングメッセージが出力されますので、再度送信（そのままF 1 2 ボタンを押下）して継続照会していただくことにより、後続の欄部を照会していただくことが可能です。 5 3 欄ある電子原産地証明書（e C／O）の場合、1 回目の送信で1 ～2 0 欄、2 回目の送信で2 1 ～4 0 欄、3 回目の送信で4 1 ～5 3 欄が出力されます。（帳票出力（照会区分「C」）の場合も同様です） また、I O V業務の欄番号項目に欄番号を指定すると当該欄番号を先頭に照会が可能です。（I O V業務の欄番号項目に「0 0 2 4」を入力して照会すると、2 4 ～4 3 欄を照会することができます。） なお、I O V業務では、照会画面（照会区分「A」）に「総欄数」の項目があり、こちらで電子原産地証明書（e C／O）に何欄分のデータが含まれるか確認することができますので、こちらも併せてご確認ください。	2023/6/26
104	I D A業務	輸入承認証等の欄にe C／Oキー、C／O番号、N－C／O番号を入力するとのことですが、番号を誤って入力した際にはどのように対応すればよいのでしょうか。当該番号との電子原産地証明書（e C／O）のチェック機能はあるのでしょうか。	I D A業務の入力時にe C／O情報のチェックを行いますので、e C／Oキー及びC／O番号について誤った組み合わせの入力が行われた場合や、N A C C Sに保存された電子原産地証明書（e C／O）に存在しないe C／Oキー、C／O番号、N－C／O番号が入力された場合には、I D A業務時にエラーとなります。 従いまして、正しい番号に入力を訂正してください。	2023/2/10
105	I D A業務	輸入申告でC／O番号とe C／Oキーを入力する場合に、誤って「C／O番号」と「e C／Oキー」の順番で入力した場合はどうなるのでしょうか。	I D A業務の段階でC／Oが存在しない旨のエラーとなります。	2023/2/10
106	I D A業務	何故、「e C／Oキー」と「C／O番号」の順番で入力する必要があるのでしょうか。	仕様検討の結果、I D A業務で入力していただく際には、その順番で入力してもらうことといたしました。	2023/2/10
107	I D A業務	I D A業務で、「輸入承認証番号等欄が足りなくなる場合」というのはどういう意味でしょうか。	I D A業務では、輸入承認証番号等欄は1 0 欄存在いたします。 例えば、電子原産地証明書（e C／O）の入力以外で、輸入承認証番号等欄を5 欄使用する必要がある場合、電子原産地証明書（e C／O）の入力の為に使用できる輸入承認証番号等欄は5 欄となりますが、当該輸入申告で3 つの電子原産地証明書（e C／O）をC／O番号とe C／Oキーの組み合わせで入力する場合は、6 欄使用するため、入力できません。このような場合には、N－C／O番号を確認のうえ、3 つのN－C／O番号を入力してください。	2023/2/10
108	I D A業務	輸入承認証等の欄は1 0 項目まで入力できますが、入力内容が1 0 を超えた場合、e C／Oキー、C／O番号、N－C／O番号は税関用記事欄に入力すればよいのでしょうか。	税関記事欄に入力するだけでは、電子原産地証明書（e C／O）が原本保存されないことから、輸入承認証番号等欄には、電子原産地証明書（e C／O）に係る番号を優先して入力し、税関用記事欄にはその他のコードを入力してください。 なお、1 0 を超える電子原産地証明書（e C／O）を1 申告で扱うことはできませんので、その場合には、申告を分けたうえで、全ての電子原産地証明書（e C／O）に係る番号を輸入承認証番号等欄に入力する必要があります。	2023/2/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
109	I D A業務	電子原産地証明書（e C／O）を使用して申告した後、輸入許可前に電子原産地証明書（e C／O）の内容を申告内容から削除することは可能でしょうか。	輸入申告後に電子原産地証明書（e C／O）に係る内容を削除する場合には、あらかじめ税関様へご相談ください。 なお、システムの仕様上は輸入許可審査終了前であれば、輸入申告内容から「輸入申告変更事項登録（I D A 0 1）」業務にて登録内容から電子原産地証明書（e C／O）に係る内容を削除することが可能です。	2023/2/10
110	I D A業務	I D A業務で電子原産地証明書（e C／O）の入力を行わなかった場合には、どうなるのでしょうか。	I D A業務で入力しなかった場合には、I D C業務を実施しても電子原産地証明書（e C／O）に係る情報が税関様に送信されないほか、電子原産地証明書（e C／O）に対して使用した旨の登録も行われません。	2023/2/10
111	I D A業務	I D A業務の原産地証明書識別は現在「I D T 4」を入力していますが、原産地コードに変更はあるのでしょうか。	原産地証明書識別に変更はありません。	2023/2/10
112	I D A業務	メーカーズインボイスが発行される場合は、メーカーズインボイスも原産地証明書と共にM S X業務にて送付していますが、電子原産地証明書（e C／O）を使用した場合も別途送付が必要でしょうか。	原産地証明書以外に提出が必要な書類で、現在M S X業務にて提出していただいている書類については引き続きM S X業務にて提出をお願いします。	2023/2/10
113	I D A業務	「原産地証明書識別」欄に「I D T 4」と入力した場合、「輸入承認証番号等」欄に入力もしくは原産地証明書の書類（PDF）の確認を求めるようなワーニングメッセージは表示されるようになるのでしょうか。	そのようなワーニングメッセージは出力されません。	2023/2/10
114	I D A業務	説明会資料P 2 6の入力例は、1 申告において2 通の原産地証明を使用する場合の入力事例という理解で合っていますでしょうか。	ご理解のとおりです。	2023/2/10
115	I D A業務	説明会資料P 2 6の入力例のうち、輸入承認証等欄に記載のコード「TASY」とは何でしょうか。こちらも入力の必要がある項目となりますでしょうか。	輸入承認証等識別コード「T A S Y」は、他所蔵置許可申請番号を入力する際に入力するコードです。本入力事例では、他所蔵置場所における通関の場合を例として記載させていただいたものであり、電子原産地証明書（e C／O）を使用する際に必ず「T A S Y」の入力を必要とするものではございません。	2023/2/10
116	I D A業務	蔵入承認申請（I S）→蔵出輸入申告（I S W）で申告をする場合は、I Sの際のみ「輸入承認証番号等」欄にe C／OキーとC／O番号もしくはN－C／O番号を入力し、I S Wの際は「輸入承認証番号等」欄はblankでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
117	I D A業務	2 0 2 3 年 3 月 3 1 日以前に輸入申告事項登録を行って、4 月 1 日以降に輸入申告を行う場合に、電子原産地証明書（e C／O）を使用することは可能でしょうか。	パイロット運用及び開始時期については、3 月中に税関様のHPにて掲載されるほか、NACCS掲示板において必要な情報を掲載させていただきます。	2023/3/10
118	I D A業務	I S Wの際は「輸入承認証番号等」欄はblankでよいとのことですが、I S Wの際に当該欄にN－C／O番号等が入力されたままであると、当該電子原産地証明書（e C／O）に係る情報がN A C C Sから削除されているときはエラーになると理解してよろしいでしょうか。	I S Wの際に「輸入承認証番号等」欄にN－C／O番号等が入力されていても、システム上チェックは行わないため、当該電子原産地証明書（e C／O）に係る情報がN A C C Sから削除されていてもエラーにはなりません。	2023/6/26
119	S W A業務	対象業務一覧のS W A業務とS W C業務の使い方がよく分かりません。 この2業務はデータ交換の輸入案件で必ず使う業務ではなく任意で使用する業務でしょうか。	シングルウィンドウ輸入申告事項登録（S W A）業務等については、輸入申告事項等を登録するとともに当該輸入申告等に係る食品等輸入届出事項登録、植物等輸入検査申請事項登録及び畜産物輸入検査申請事項登録を同時に行うことができる業務となります。S W A業務を使用するか、I D A業務を使用するかは自由に選択ができます。	2023/2/10
120	N A C C S利用申込	電子原産地証明書（e C／O）を利用するためには、N A C C Sセンターに対し何かしらの手続きが必要なのでしょうか。あるいはN A C C Sが使える状態であれば、手続きは特に不要なのでしょうか。	既にN A C C Sが利用できる状態であり、その業種が「通関業」又は「輸出入者」であれば、特段手続きは必要ございません。	2023/2/10

e C／O民間説明会 F A Q

最終更新日:2025/02/27

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
121	N A C C S利用申込	N A C C Sに参加している通関業者ですが、電子的な原産地証明書を使うために何か申込等を行う必要はあるのでしょうか。	事前に行うべき利用手続き等は特段ございません。電子原産地証明書（e C／O）は通関業者又は輸出入者の業種であるお客様が利用可能です。	2023/2/10
122	N A C C S利用申込	社内の多数の課においてI O V業務を行う必要が生じ、利用者及び利用端末が急増することが予想されますが、それらのn e t N A C C S利用登録の申請はいつまでに、どのように手続きすればよろしいのでしょうか。	利用申込から実際にご利用できるようになるまでに一定の期間が必要となりますので、お早めにN S S（N A C C Sサポートシステム）にて申込みいただけますようお願い致します。 申込日から利用開始日（お客様の情報をシステムに登録する日）までに必要な営業日数はこちらのページもご確認ください。 https://bbs.naccscenter.com/tetsuduki/schedule.html	2023/2/10
123	N A C C S利用申込	輸入電子原産地証明書（e C／O）情報をN A C C Sで確認するには、利用契約が必要とありますが、弊社は現在N A C C Sに参加していません。 ウェブサイトで調べると、料金プランが「一般N A C C S」と「n e t N A C C S」の2つがありますが、仮に電子原産地証明書（e C／O）のみでN A C C S利用する場合の推奨プランはどちらでしょうか。	どちらでも問題なく実施可能ですので、N A C C S専用のアクセス回線を敷設する必要があるか否かでご判断いただけますよう、お願いいたします。 こちらのページもご確認ください。 https://bbs.naccscenter.com/use/userguide/access.html	2023/2/10
124	N A C C S利用申込	N A C C Sとの利用契約の他に電子原産地証明書（e C／O）の利用に関して事前に準備をしておくことがあるのでしょうか。	N A C C Sでの電子原産地証明書（e C／O）の利用に関しましては、既にN A C C Sを利用可能な通関業者様又は輸出入者様であれば、特段事前にご準備していただくことはございません。	2023/2/10
125	N A C C S利用申込	電子原産地証明書（e C／O）が発給された貨物の輸入者もN A C C Sに参加する必要はあるのでしょうか。	必ずしも輸入者様がN A C C Sに参加する必要はありません。通関業者様がN A C C Sに参加されていれば、電子原産地証明書（e C／O）を用いた輸入申告は可能です。 なお、輸入者様がN A C C Sにご参加いただければ、N A C C Sで電子原産地証明書（e C／O）の内容を直接確認することも可能となります。	2023/2/10
126	N A C C S利用申込	輸入者ですが、電子原産地証明書（e C／O）の情報はN A C C Sに参加しなければ入手できないのでしょうか。	通関業者様がN A C C Sに参加されていれば、必要な事項を通関業者様にお伝えすることで、当該電子原産地証明書（e C／O）の情報を照会することが可能ですので、輸入者様がN A C C Sへの参加をご希望されない場合は、通関業者様にご相談ください。	2023/2/10
127	N A C C S利用申込	輸入者が通関業者より先に画像を確認するには輸出者からPDF等でもらうか、又はN A C C Sを入れなければならないということでしょうか。	ご認識のとおり、日本に送信された電子原産地証明書（e C／O）を確認することができる専用のウェブサイトは日本側では提供されておられません。N A C C Sを利用して情報をご確認ください。	2023/2/10
128	パイロット運用	パイロット運用は本番運用ということでしょうか。	パイロット運用及び開始時期については、3月中に税関様のHPにて掲載されるほか、N A C C S掲示板においても必要な情報を掲載させていただきます。	2023/2/10
129	パイロット運用	4月からのパイロット実施と、6月予定の本実施とは、何がどのように異なるのでしょうか。当社も4月からパイロット実施可能でしょうか。	パイロット運用及び開始時期については、3月中に税関様のHPにて掲載されるほか、N A C C S掲示板においても必要な情報を掲載させていただきます。	2023/2/10
130	パイロット運用	4月からのパイロット実施において、入力間違いなど、申告に誤りがあった場合、関税法上どのように取り扱われるのでしょうか。	パイロット運用及び開始時期については、3月中に税関様のHPにて掲載されるほか、N A C C S掲示板においても必要な情報を掲載させていただきます。	2023/2/10
131	パイロット運用	「パイロット運用の具体的な方法については決まり次第お知らせします」と資料にありますが、具体的にいつごろN A C C S掲示板に掲載予定でしょうか。	パイロット運用及び開始時期については、3月中に税関様のHPにて掲載されるほか、N A C C S掲示板においても必要な情報を掲載させていただきます。	2023/2/10
132	パイロット運用	インドネシア向けに関して、先行して運用開始することですが、弊社のn e t N A C C S端末でトライアルをする際、具体的にいつから帳票出力可能となりますでしょうか。	現在、4月にパイロット運用開始予定とされており、パイロット運用が開始されれば帳票出力は可能となります。 パイロット運用及び開始時期については、3月中に税関様のHPにて掲載されるほか、N A C C S掲示板においても必要な情報を掲載させていただきます。 【パイロット運用の開始時期は5月以降に変更となりました。詳しくは税関HPをご確認ください】	2023/4/11
133	パイロット運用	パイロット運用期間においては、輸出者はインドネシアの発給機関から「e-CO控え」をダウンロードすることができるが、本格運用開始後はダウンロードすることができなくなると理解していますが正しいでしょうか。	本格運用開始後の「e-CO控え」のダウンロードにつきましてはインドネシアの発給機関にお問合せ下さい。	2023/6/1

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
134	パイロット運用	パイロット運用期間において、輸入申告の際に「e-CO控え」をMS X業務により提出するときは、「書類区分」は「OR」とすればよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/6/1
135	パイロット運用	「日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領」に、「e-COとe-CO控えの情報の相違等を確認した場合」の対応が記載されていますが、e-COとe-CO控えの情報の相違があるということがあり得るのでしょうか。 情報の相違があり得る場合、通関業者は輸入申告の際に、e-COの記載内容の確認に加え、e-COとe-CO控えの情報が合致しているかについても確認をしなくてはならないのでしょうか。	何らかのシステムエラーにより発給機関で入力されたe-COの情報どおりにNACCSで受信されず、e-COとe-CO控えの情報の相違が発生する可能性がございます。NACCSで受信したe-COのデータ項目の脱落や相違等の不具合があったとしても、e-CO控えにより必要な情報が確認できる場合にはe-COは有効なものと取り扱われますので、必要に応じてe-COの控えと対照のうえe-COの内容に不備がないかどうかをご確認いただくとともに、パイロット期間中はe-COと併せてe-COの控えを税関様にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。	2023/6/1
136	パイロット運用	パイロット運用中に輸出者から入手したe-CO控えのC／O番号とe C／Oキーを使用してIOV業務を実施しましたが、電子原産地証明書（e C／O）を照会できません。どのようなことが考えられるのでしょうか。	1. 当該e-CO控えがe C／Oではなく、紙のC／Oの控えの可能性があります。輸出者様に今一度e C／Oの控えであることをご確認をお願いいたします。 2. e C／Oキーが間違っている可能性があります。出力されたエラーがE 0 0 0 3であれば、ご入力いただきましたC／O番号自体がN A C C Sに登録されておりません。エラーE 0 0 0 6であれば、ご入力いただきましたC／O番号はN A C C Sに登録されていますが、e C／Oキーが一致しないためエラーとなっております。今一度インボイス番号をご確認の上ご入力をお願いいたします。 3. 上記の方法でも照会できない場合、システム障害等により電文がN A C C Sに登録されていない可能性があります。e C／O－GW等に確認致しますので、関係する資料（e-CO控え等）をN A C C Sセンターまで送付の上お問合せをお願いいたします。	2023/6/1
137	接続試験	自社システムで接続試験を実施したいのですが、どうすればよいのでしょうか。	通常の接続試験と同様にお申込みください。接続試験を使用できるようになるまでに1か月程度かかりますので、接続試験を実施される場合には、お早めにお申し込みください。	2023/2/10
138	接続試験	接続試験の申込開始の時期はいつごろでしょうか。	既にお申し込みを受け付けておりますので、通常の接続試験申込と同様にお申し込みください。その際に接続試験を実施したい業務コードをご記載ください。	2023/2/10
139	接続試験	今回の接続試験では、テストシナリオ等は提供いただけるのでしょうか。	テストシナリオは用意しておりませんが、ダミーの電子原産地証明書（e C／O）情報は用意させていただきます。	2023/2/10
140	接続試験	N A C C Sの接続試験環境に接続できるようなパッケージソフトを提供いただけるのでしょうか。	接続試験は自社システムのみ想定しておりますので、接続試験環境に接続できるパッケージソフトは提供いたしません。	2023/2/10
141	接続試験	自社システムを使用していないのですが、パッケージソフトを使用してあらかじめ習熟訓練を行うことはできないのでしょうか。	接続試験環境は自社システムの接続試験の為に構築しており、必要最小限の性能しかございませんので、申し訳ございませんが、パッケージソフトを使用して習熟訓練を行うことはできません。	2023/2/10
142	接続試験	電子原産地証明書（e C／O）に関して、IOV業務など今回新設又は変更される業務をパッケージソフトにより利用する場合には、接続試験をしなくてもよいということでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
143	接続試験	自社システムについては、接続試験することが記載されていますが、ここでいう自社システムはどのようなシステムのことでしょうか。	ここでいう自社システムとは、S M T P双方向処理方式又はメール処理方式にてN A C C Sと接続しているシステムのことを指しております。	2023/2/10
144	接続試験	2 0 2 3 年 4 月以降も接続試験は実施可能ということでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
145	利用料金	IOV業務は無料でしょうか。今回その他に新設または改変される各業務は全て無料でしょうか。	今回新規に作成される業務等の利用料金については、現在検討中となります。利用料金が発生する場合には、後日、N A C C Sの利用規程を改正することでお知らせさせていただきます。 【IOV（原産地証明書情報内容照会）業務は無料業務となります】	2023/10/6

e C／O民間説明会 F A Q

最終更新日:2025/02/27

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
146	利用料金	電子原産地証明書（e C／O）をN A C C Sを使用して確認するために料金はかかるのでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）を照会するために利用料金が発生するかどうかは、現在検討中となります。利用料金が発生する場合には、後日、N A C C Sの利用規程を改正することでお知らせさせていただきます。 【IOV（原産地証明書情報内容照会）業務は無料業務となります】	2023/10/6
147	輸出e C／O	日本商工会議所等で取得した原産地証明書は、電子データの運用はなく、従来通りの専用紙での運用のみという理解で宜しいでしょうか。	日本からの輸出においても原産地証明書データ交換の運用が開始されますが、発給システムに関するご質問については日本商工会議所様へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省様にお問い合わせください。 （経済産業省ニュースリリース） https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html	2023/2/10
148	輸出e C／O	説明会では日本への輸入に焦点を当ててご説明されておりましたが、日本からの輸出においても、N A C C Sにて電子原産地証明書（e C／O）の確認等が出来るようになるとの理解で宜しいでしょうか。	日本からの輸出時に発給する電子原産地証明書は、日本商工会議所様のシステムから海外へ送信されますので、N A C C Sは経由いたしません。発給システムに関するご質問については日本商工会議所様へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省様にお問い合わせください。	2023/2/10
149	輸出e C／O	日本からの輸出時に発給する電子原産地証明書（e C／O）はN A C C Sでは送受信しないとのことですが、日本商工会議所が発給する電子原産地証明書（e C／O）を確認するためには、どうすればよいのでしょうか。	日本商工会議所様が発給する電子原産地証明書に関するご質問については日本商工会議所様にお問い合わせください。	2023/2/10
150	その他	日タイE P Aについては、開始時期が何時頃になるのか目途はあるのでしょうか。	日タイE P Aの開始時期は2 0 2 3年2月現在未定です。 開始時期が定まりましたら、N A C C S掲示板にも掲載したいと考えております。	2023/2/10
151	その他	A S E A N協定は今後対象になる予定はありますでしょうか。	日アセアンE P Aにつきましても協議を開始しており、早期に実現できるように取り組んでいます。	2023/2/10
152	その他	日インドネシアE P A及び日タイE P Aに係る電子原産地証明書（e C／O）がN A C C Sで利用可能とのことですが、当該E P A以外の原産地証明書は対象外ということでしょうか。	2 0 2 3年4月の時点では、日インドネシアE P A以外の原産地証明書は対象外となります。	2023/2/10
153	その他	事前の内容確認について、内容確認はN A C C Sでとのことですが、自社通関を行っていない当社は専用線を持っておりません。n e t N A C C SやW e b N A C C Sを使用することは可能でしょうか。	今回の電子原産地証明書（e C／O）に係る新規業務等はn e t N A C C Sを使用して実施することも可能です。なお、W e b N A C C Sには対応しておらず、現状ではW e b N A C C Sに対応する予定もございません。	2023/4/11
154	その他	I D C業務実施時の原産地証明書情報確認結果通知はどのように輸入者様に通知されるのでしょうか。	「原産地証明書情報確認結果通知」は輸入申告の入力を行った通関業者様等に送信されます。輸入申告を実施されていない輸入者様に送信されるものではありません。	2023/2/10
155	その他	「輸出国発給機関からN A C C Sに直接送信される」という箇所ですが、例えば輸出者等の第3者から送信されるケースは全く無いという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2023/2/10
156	その他	キオスク端末を使用して輸入申告する場合にも、電子原産地証明書（e C／O）を用いて輸入申告することは可能でしょうか。	キオスク端末については、ご利用された方に窓口電子申告の利便性をご理解いただき、将来的にはN A C C Sを導入していただくことを目的の1つとして設置しているため、現状、仕様上実施いただけない業務もあります。 このため、電子原産地証明書（e C／O）の確認をすることや内取り情報の登録を行える仕様になっておらず、電子原産地証明書（e C／O）を用いて輸入申告を行うことはできません。 キオスク端末を用いて輸入申告される場合は、インドネシア発給機関のシステムからダウンロードできるe C／Oの控え（e-Formと記載されたもの）を税関様にご提出下さい。輸入申告の取扱いについての必要なご相談は、税関様へお願いいたします。	2024/3/1

e C／O 民間説明会 F A Q

最終更新日:2025/02/27

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
157	その他	e C／O－GWとは何でしょうか。	e C／O－GWとは、海外から送信されてくる電子原産地証明書（e C／O）をN A C C Sで受信可能な電文へ変換し送信するサービスです。 弊社が当該サービスを提供する社と契約して情報を連携いたします。	2023/2/10
158	その他	電子原産地証明書（e C／O）がインターネットを経由して日本に送信されるようですが、当該情報を確認することができるウェブサイトはあるのでしょうか。	日本に送信された電子原産地証明書（e C／O）を確認することができる専用のウェブサイトは日本側では提供されていません。N A C C Sを利用して情報をご確認ください。	2023/2/10
159	その他	輸入者は、N A C C Sを持っていないと原産地証明書番号から電子原産地証明書を見ることができないということですが、それ以外に輸入者が当該原産地証明書を閲覧する方法はないのでしょうか。	日本に送信された電子原産地証明書（e C／O）を確認することができる専用のウェブサイトは日本側では提供されていません。そのため、確認を行う方法としてはN A C C Sでの輸入申告を委託した通関業者様に依頼してI O V業務から帳票形式で出力した電子原産地証明書（e C／O）を共有してもらうことが考えられます。	2023/2/10
160	その他	電子原産地証明書（e C／O）の内容に誤りがありましたが、N A C C S上で訂正することは可能でしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）の内容をN A C C Sで訂正することはできません。	2023/2/10
161	その他	n e t N A C C Sの端末で電子原産地証明書（e C／O）に係る業務をする際に、何か設定変更等は必要となりますでしょうか。	電子原産地証明書（e C／O）に関連する業務を実施する為に、パッケージソフトの設定変更を実施していただく必要はありません。	2023/3/10
162	その他	n e t N A C C Sの端末で電子原産地証明書（e C／O）のデータをダウンロードしたいのですが、ダウンロード出来る場合、どのようなファイル形式となりますでしょうか。 P D Fのみならず、t x tやc s vファイルといった形でダウンロード可能でしょうか。	I O V業務を実施していただくことで、出力帳票の形で電子原産地証明書（e C／O）の情報を取得することが可能です。パッケージソフトでは受信した電文をP D F形式のほか、テキスト形式で保存することも可能ですが、当該テキストは出力項目表に準じたN A C C S－E D I電文の形式となります。 I O V業務の出力項目表及びN A C C S－E D I電文形式は、以下のページをご確認ください。 ■業務仕様書（出力項目表）■ https://bbs.naccscenter.com/system/shiyou/n6betten/6N-22-016.html ■E D I仕様書（3、1 N A C C S－E D I電文）■ https://bbs.naccscenter.com/data/edi_6nac/3_1.pdf	2023/3/10
163	その他	利用に際して弊社端末でデータを入手する際のマニュアルですが、下記項目が今回の電子原産地証明書（e C／O）に関するマニュアルとの理解で宜しいでしょうか。 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/shiyou/n6betten/6N-22-016.html	ご認識のとおりですので、以下のとおりご参照ください。 ●I O V業務の概要 ・IOV_01_概要 ●入力画面及び入力項目 ・IOV_03_入力項目 ・IOV_04_L_入力画面 ●照会区分に「A」または「B」を入力した場合の出力情報（画面） ・IOV_06_原産地証明書情報照会情報 ・IOV_07_L_原産地証明書情報照会情報 ●照会区分に「C」を入力した場合の出力情報（帳票） ・CAD053_原産地証明書情報照会情報 ・CAD053_原産地証明書情報照会情報_L ●照会区分に「C」を入力した場合かつ仕入書番号及び仕入書日付の繰返しが2以上登録されている場合、または、内取情報が7以上登録されている場合の出力情報（帳票） ・CAD054_別紙_原産地証明書情報照会情報（仕入書／内取情報） ・CAD054_別紙_原産地証明書情報照会情報（仕入書／内取情報）_L	2023/3/10

項番	区分	質問内容	回答	掲載日/修正日
164	その他	輸入者が電子原産地証明書（e C／O）の情報を確認するためには、N A C C Sに参加するか通関業者が照会した情報を共有するしか方法がないとのことですが、インドネシアにおける輸出者（当該原産地証明書の発給申請者）も発給された電子原産地証明書（e C／O）の情報については電子原産地証明書（e C／O）の番号以外は入手することはできないのでしょうか。 他国のことですが、発給申請者に対して、発給された電子原産地証明書（e C／O）の情報（内容）が提供されないということが行政手続き上あり得るのでしょうか。	輸出者（発給申請者）様であれば、外国の発給機関から発給された電子原産地証明書（e C／O）の内容を確認することは可能と思われます。	2023/4/11
165	その他	輸入者が電子原産地証明書（e C／O）の情報を確認するためには、N A C C Sに参加するか通関業者が照会した情報を共有するしか方法がないとのことですが、インドネシアにおける輸出者（当該原産地証明書の発給申請者）も発給された電子原産地証明書（e C／O）の情報については電子原産地証明書（e C／O）の番号以外は入手するこ	輸出者（発給申請者）様であれば、外国の発給機関から発給された電子原産地証明書（e C／O）の内容を確認することは可能と思われます。	2023/4/11